

防災基本計画修正

新旧対照表

平成30年6月

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり 2 雪害に強いまちづくり (1) 雪害に強いまちの形成 (新設) (略) (2) 除雪体制等の整備 ○豪雪等に対し，道路交通及び鉄道交通を確保できるよう，国〔国土交通省〕，地方公共団体及び鉄道事業者は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど <u>効率的・効果的な</u> 除雪に努めるものとする。 (新設) (略) 第2節 国民の防災活動の促進 1 防災思想の普及，徹底 ○第2編1章3節1項「防災思想の普及，徹底」 (新設) 2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 (略) ○市町村（都道府県）は，雪崩の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう，雪崩危険箇所等の防災に関する総合的な資料を，図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ，防災	第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり 2 雪害に強いまちづくり (1) 雪害に強いまちの形成 <u>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても，道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため，地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u> (略) (2) 除雪体制等の整備 ○豪雪等に対し，道路交通及び鉄道交通を確保できるよう，国〔国土交通省〕，地方公共団体，<u>高速道路事業者</u> 及び鉄道事業者は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど <u>最大限の</u> 効率的・効果的な除雪に努めるものとする。<u>特に，集中的な大雪に対しては，国〔国土交通省〕，地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に，車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上，予防的な通行規制を行い，集中的な除雪作業に努めるものとする。</u> <u>○熟練したオペレータの高齢化や減少等，地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため，国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</u> (略) 第2節 国民の防災活動の促進 1 防災思想の普及，徹底 ○第2編1章3節1項「防災思想の普及，徹底」 <u>○集中的な大雪が予測される場合は，国民一人一人が非常時であることを理解して，降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等，主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。</u> 2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 (略) ○市町村（都道府県）は，雪崩の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう，雪崩危険箇所等の防災に関する総合的な資料を，図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ，防災

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
マップ，地区別防災カルテ，災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。また，地域の実情に応じ，防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。 (新設) (新設)	マップ，地区別防災カルテ，災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。また，地域の実情に応じ，防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。 <u>○雪道を運転する場合は，気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ，車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー，飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。</u> <u>○都道府県公安委員会や運送事業者等は，地域の実情に応じ，各種研修等を通じて，大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について，車両の運転者への周知に努めるものとする。</u>
第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進 (3) 社会学的研究等の推進 (略) ○雪崩等により被災した施設の管理者は，既往の被災事例等を参考に，被災原因の分析，資料収集等を行い，必要に応じ，国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は，この報告を受け，又は自ら被災原因の分析等を行い，必要に応じ，基準の改訂，責任の明確化等適切な措置を講ずる。 (新設)	第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進 (3) 社会学的研究等の推進 (略) ○雪崩等により被災した施設の管理者は，既往の被災事例等を参考に，被災原因の分析，資料収集等を行い，必要に応じ，国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は，この報告を受け，又は自ら被災原因の分析等を行い，必要に応じ，基準の改訂，責任の明確化等適切な措置を講ずる。 <u>○国〔国土交通省〕は，冬期の道路交通を確保するため，I C T等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。</u>
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 1 災害発生直前対策関係 (3) 災害未然防止活動 (略) ○国〔気象庁〕は，発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。 (新設) (新設) 6 緊急輸送活動関係 ○第2編1章6節6項「緊急輸送活動関係」 (新設)	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 1 災害発生直前対策関係 (3) 災害未然防止活動 (略) ○国〔気象庁〕は，発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。 <u>○道路管理者は集中的な大雪等に備えて，他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して，地域特性や降雪の予測精度を考慮し，地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</u> <u>○道路管理者は，過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ，立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し，予防的な通行規制区間を設定するものとする。</u> 6 緊急輸送活動関係 ○第2編1章6節6項「緊急輸送活動関係」 <u>○道路管理者は，立ち往生車両を速やかに排除できるよう，リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに，スノー</u>

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
10 防災関連機関等の防災訓練の実施 (1) 防災訓練の実施 ○第2編1章6節10項(2)「地方における防災訓練の実施」 (新設) 第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策 1 雪害に関する警報等の伝達 (略) ○国〔国土交通省〕は、自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、この情報を情報板、ビーコン等により、速やかに道路利用者等に伝達する。 (新設) (略) 2 住民等の避難誘導 (略) ○市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、<u>指定避難所</u>を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、<u>あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u> (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 2 指定避難所 (2) <u>避難所</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「<u>避難所</u>の運営管理等」 3 応急仮設住宅等 (1) 被災都道府県による応急仮設住宅の提供	<u>モビルや簡易な除雪車の配備，融雪剤の用意等，大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。</u> 10 防災関連機関等の防災訓練の実施 (1) 防災訓練の実施 ○第2編1章6節10項(2)「地方における防災訓練の実施」 <u>○道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。</u> 第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策 1 雪害に関する警報等の伝達 (略) ○国〔国土交通省〕は、自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、この情報を情報板、ビーコン等により、速やかに道路利用者等に伝達する <u>ものとする。</u> <u>○道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u> (略) 2 住民等の避難誘導 (略) ○市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、<u>住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u> (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 2 指定避難所 (2) <u>指定避難所</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「<u>指定避難所</u>の運営管理等」 3 応急仮設住宅等 (1) 被災都道府県 <u>(救助実施市)</u> による応急仮設住宅の提供

第 7 編 雪害対策編

修正前	修正後
○第 2 編 2 章 6 節 4 項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」	○第 2 編 2 章 6 節 4 項(1)「被災都道府県 <u>(救助実施市)</u> による応急仮設住宅の提供」